

銀行引落サービス約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社(以下「当社」という)の間で契約する店頭CFDの自動売買を定期的に開始するサービス(以下「積立自動売買」という)のうち、株式会社アプラス(以下「アプラス」という)の提供するWeb口座振替サービスを利用した銀行(金融機関)引落しによる決済サービス(以下、本サービスという)に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

※一定額・一定口数のETF等を毎月(または毎週)買い続ける投資手法ではありませんのでご注意ください。

第2条（自動売買）

お客様は、「トライオートETF取引説明書」「店頭CFD取引契約約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

2 この約款が「店頭CFD取引契約約款」と異なる定めをしている場合には、この約款が優先するものとします。

第3条（申込方法）

お客様は、本サービスの利用をご希望の場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

第4条（利用制限）

本サービスは、お客様の当社の取引口座名義と、本サービスを通じてご指定いただいた決済に係る金融機関(以下「指定金融機関」という)の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれるものとします。

第5条（口座確認に関する同意）

お客様は、本サービスお申込の際に、前条に定める事項に関し、アプラスが、お客様の当社お取引口座名義を指定金融機関に提供し、指定金融機関にて口座名義が同一であることを確認することにつき同意するものとします。

第6条（収納代行による引落し）

お客様は、本サービスのご利用にあたり、自動取引の開始代金について、当社がアプラスに対して収納代行業務および事務代行業務を委託することを了承するものとします。

2 当社は、毎月所定の営業日に、お客様により設定されている積立自動売買に使用する資金を、アプラスに通知します。

- 3 アプラスは、毎月所定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、前項で計算された金額を指定金融機関の口座から引落します。なお、指定金融機関口座から金銭の引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他の対価をお支払いいたしません。
- 4 アプラスは、前項の引落し代金を、毎月所定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に当社へ入金します。
- 5 当社は、アプラスから当社に入金された前項の代金を、お客様の取引口座に入金します。

第7条 (自動売買の開始時期)

当社は、前条第5項においてお客様の取引口座に入金した代金を、原則として当該入金日以降に到来する自動取引開始に係る発注証拠金に充当するものとします。なお、申込内容の変更等により、発注証拠金が不足したときは、自動取引が開始できない場合があります。

第8条 (申込内容の変更)

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第9条 (引落および引落請求の停止)

指定金融機関の口座残高が引落金額に満たなかった場合、引落しを行わないものとします。また指定金融機関の口座から引落しが3回連続でできなかつたときは指定金融機関への引落し請求を停止する場合があります。

- 2 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの停止を行うことができます。
 - (1) お客様の自動引落停止申込みが、引落情報の確定日前の場合、お申込月より自動引落しを停止します。
 - (2) お客様の自動引落停止申込みが、引落情報の確定日以後の場合、お申込月の翌月より自動引落しを停止します。
 - (3) お客様が本条により自動引落しを停止している場合であっても、通常の自動引落しが継続している場合と同様に本約款の各条項は適用されるものとします。
- 3 次の各号のいずれかが発生した場合には、当社は以後の本サービスによる指定金融機関への引落請求を停止するものとします。
 - (1) お客様が、所定の日までに当社所定の手続きにより引落しの停止を申し入れたとき
 - (2) 指定金融機関の口座からの引落しが当該金融機関により不可とされたとき

第10条 (引落請求の再開)

お客様は、前条により引落請求が停止された場合、当社所定の手続きにより引落請求を再開できるものとします。

第 11 条（届出事項の変更）

お客様は、当社および指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします。

第 12 条（サービスの終了）

次の各号のいずれかに該当したときに本サービスは終了するものとします。

- （1）お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- （2）お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- （3）お客様が第 14 条に定める本約款の改正に同意されない場合
- （4）やむをえない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
- （5）当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- （6）お客様が店頭 CFD 口座の口座を解約する場合。第 9 条 2 項に定める引落および引落請求の停止後、店頭 CFD 口座の解約が可能となるものとします。

第 13 条（他の規定等の準用）

この約款に定めのない事項については、「トライオート ETF 取引説明書」「店頭 CFD 取引契約約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

第 14 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは変更されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客さまに通知するものとします。

- 2 お客さまが第 1 項の変更に関する異議がある場合は、当社が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客さまは当該変更に関する同意したものとします。
- 3 第 2 項にかかわらず、第 1 項の変更の通知後にお客さまが決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に関する同意したものとします。

第 15 条（個人情報の提供・交換・利用および保護等）

当社およびアプラスの間において、本サービスの管理業務上必要な範囲でお客様の個人情報および利用情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を自ら利用し、相互に提供するものとします。なお、当社およびアプラスにおける個人情報の取扱いは、当社については「個人情報および個人番号の利用目的」により、アプラスについては「個人情報利用目的」に基づいて管理し、当社でお預かりしたお客様の個人情報は、当

社が行う以外の営業に利用することはありません。

- 2 当社は、個人情報の保護および特定個人情報の保護に関する法律を遵守し、当社が定めた個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー）に従って、関係部門と共同し当社社員全員でお客様の大切な個人情報の保護に努めます。

第 16 条（免責事項）

次の各号に掲げる場合におけるお客様の損害について、当社は免責されるものとします。

- (1) 天変地異、政変、外貨事情の急変または取引所の閉鎖等不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行、金銭の授受等が遅延または不能となった場合。
 - (2) 取引所または当社が使用する通信回線および通信機器、コンピュータシステムの障害により、当該システムのサービスの遅延および停止、不能誤作動、情報の誤謬、停滞、省略および中断が生じた場合。
 - (3) お客様の過失、錯誤等により、資金決済が成立もしくは不成立となった場合。
 - (4) 本取引の利用による注文等の受付に際し、ログイン ID およびパスワードの盗用等による不正使用があったために損害が生じた場合。
 - (5) お客様がご利用になっている端末等の不正な取扱いにより、本サービスの口座引落しが執行され、または執行されなかった場合。
 - (6) お客様が当社に届出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った場合。
 - (7) その他当社の責めに帰すことができない事由により損害が発生した場合。
- 2 本サービスの情報内容の誤謬、欠陥につき、当社および情報提供元に故意または重過失がないときは、当社および情報提供元はその責任を負いません。
 - 3 当社の通信回線または機器の瑕疵、障害または第三者による妨害等により本サービスの利用に支障が生じた場合には、銀行口座からの引落請求を実施しないものとします。
 - 4 お客様の使用する通信回線および機器、その他の通信手段に、当社の故意または重大なる過失によらない障害または瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務または解決する義務を負わないものとします。
 - 5 当社は、回線の混雑を理由とする本取引に関する障害について、一切その責任を負わないものとします。

第 17 条（その他）

本規定に定めのない事項が生じたとき、または本規定の履行および解釈において疑義を生じたときは、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

以上
(平成 29 年 9 月)